2　地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3　施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4　国民の責務（心のバリアフリー）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第二十三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条の二、第八十八条、第二百十条の十一の三及び第二百十条の十一の四の規定に基づき、保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を次のように定め、同法附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条　保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる会社を子会社（法第二条第十二項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。

（資本金、基金、準備金等の計算）

第二条　保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条の二第一項又は第二百十条の十一の三第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額は、保険会社及びその国内連結保険子法人等（連結保険子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。第三条第一項第二号ハにおいて「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）であって連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）であって、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）に基づき法第百三十条各号に掲げる額を算出している者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る不算入額（単体告示第一条第一項に規定する不算入額をいう。）の合計額とする（第五項において同じ。）。

2　規則第八十六条の二第一項第六号又は第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社及びその連結子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等であって連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社及びその連結子法人等が有するその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）の連結貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

3　規則第八十六条の二第一項第七号又は第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五（ただし、保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が有する土地の時価の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。ただし、連結保険子法人等の有する日本国内の土地のうち、規則第八十六条の二第一項第七号又は第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する同様の額に係るものを除いて計算することとする。

4　規則第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第四号までに掲げる額にあっては、少額短期保険業者に係るものを除く。）とする。

一　保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社及びその国内連結保険子法人等に係る保険料積立金等余剰部分（単体告示第一条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分をいい、これと同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

二　保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社及びその国内連結保険子法人等に係る配当準備金未割当部分（単体告示第一条第四項第二号に規定する配当準備金未割当部分をいい、これと同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三　保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社及びその国内連結保険子法人等に係る税効果相当額（単体告示第一条第四項第三号に規定する税効果相当額をいい、これと同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）